

従来物品と付加機能を有する電子計算機との関係について

画像を含む意匠の保護拡充に係る意匠審査基準改訂の検討において、今回新たに付加機能を有する電子計算機（意匠に係る物品「〇〇機能付き電子計算機」）という物品概念を設けるに当たり、その周辺に存する従来物品、特に携帯情報端末機との関係性を踏まえた当該付加機能を有する電子計算機の位置付け、及び、これらの物品相互間における類否についての考え方を以下に示す。

1. 意匠に係る物品についての取扱い

（1）携帯情報端末機

（a）意匠審査における携帯情報端末機についての理解

電子手帳に端を発する小型の電子機器で、一般には P D A（Personal Digital Assistant）とも称され、スケジュール管理・住所録・メモなどの具体的かつ限定的な機能を有する。

意匠審査において、携帯情報端末機は、利用者個人に関する各種情報を携帯して扱うことを可能とする小型の電子機器であって、機器表面に設置された液晶等画面を通じて、あらかじめ組み込まれた具体的機能に基づく各種情報の表示、入力等を行うことができる物品（多機能専用機）を表す、意匠に係る物品の区分として取り扱っている。

なお、P D A という製品カテゴリーにおいては、情報通信技術の進展に伴う発展型の製品として、通信機能を有するもの、O S を搭載したもの、事後的なソフトウェアのインストール（機能拡張）を可能としたものなども出現している。

（b）「携帯情報端末機」を意匠に係る物品とする意匠の成立条件

（i）画像を含まない意匠（物品のハウジング形態に係る意匠）

「携帯情報端末機」を意匠に係る物品とする意匠で画像を含まないもの（以下、「画像を含まない意匠」）については、当該画像を含まない意匠の形態が、内部で電子的に処理される機能を直接的に拘束し、又は、当該機能により直接的に拘束されるものとは通常考えにくいいため、画像を含まない意匠の創作の特徴について評価、判断し得る範囲、すなわち、「液晶等画面を通じて各種情報の表示、入力等を行うことができる携帯可能な小型の電子機器」という物品理解の範囲において、意匠登録を受けようとする意匠（画像を含まない意匠）が成立するものと取り扱っている。

（ii）画像を含む意匠

一方、「携帯情報端末機」を意匠に係る物品とする意匠で画像を含むものについては、物品、すなわち「携帯情報端末機」が具備するどのような機能のための画像なのか明瞭であることを前提として、現行意匠審査基準の下、その物品にあらかじめ記録された画像であって、その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像、又は、その物品の機能を発揮できる状態にするために行われる操作の用に供される画像、の

みを意匠登録の対象としている。

「携帯情報端末機」に係る画像として、別途独立して創作・販売されるビジネスソフト等をインストールすることで表示される、事後的な拡張機能に係る画像についての出願がなされた場合には、現行意匠審査基準に基づき、その意匠は意匠登録の対象とはならないと判断している。

(2) 電子計算機

(a) 意匠審査における電子計算機についての理解

意匠審査において、電子計算機は、情報処理機能以外に具体的な機能を有しない機器であって、任意のソフトウェアの追加インストールにより、様々な機能拡張が可能な物品を表す、意匠に係る物品の区分として取り扱っている。

(b) 「電子計算機」を意匠に係る物品とする意匠の成立条件

(i) 画像を含まない意匠

「電子計算機」を意匠に係る物品とする画像を含まない意匠についても、当該画像を含まない意匠の形態は、内部で電子的に処理され得る任意の機能と直接的に関係しないものと考えられるため、画像を含まない意匠の創作の特徴について評価、判断し得る範囲、すなわち、そのハードウェアとしての具体的形状を特定し得る範囲において、意匠登録を受けようとする意匠（画像を含まない意匠）が成立するものと取り扱っている。

(ii) 画像を含む意匠

一方、「電子計算機」を意匠に係る物品とする意匠で画像を含むものについては、現行意匠審査基準上、その物品にあらかじめ記録された画像であって、その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像、又は、その物品の機能を発揮できる状態にするために行われる操作の用に供される画像、のみを意匠登録の対象としているため、電子計算機の情報処理機能を果たすために必要な BIOS（入出力のための基本システム）の画像や、ハードウェアの機能調整等に関する画像のみについて、「電子計算機」を意匠に係る物品とする画像を含む意匠が成立するものと取り扱っている。

「電子計算機」に係る画像として、別途独立して創作・販売されるビジネスソフト等をインストールすることで表示される、事後的な拡張機能に係る画像についての出願がなされた場合には、現行意匠審査基準に基づき、その意匠は意匠登録の対象とはならないと判断している。

(3) 付加機能を有する電子計算機

(a) 意匠審査における付加機能を有する電子計算機についての理解

意匠審査において、付加機能を有する電子計算機（〇〇機能付き電子計算機）は、電子計算機とソフトウェアのみにより、その他のハードウェアを要せずに成立する、特定機能（〇〇機能）を具備した単一の物品であり、画像を含む意匠について意匠登録出願

する場合に有効な、意匠に係る物品の区分として取り扱う。

(b) 「〇〇機能付き電子計算機」を意匠に係る物品とする意匠の成立条件

意匠は、物品の外観形態をその対象とするものであるため、ハードウェアとしての電子計算機の構成要素とソフトウェアとの協働により実現される特定機能が具体的な外観形態を呈する場合にのみ、「〇〇機能付き電子計算機」を意匠に係る物品とする、意匠法の保護対象としての意匠を構成する。この場合、当該ソフトウェアに基づく画像は、意匠に係る物品「〇〇機能付き電子計算機」の具体的機能（〇〇機能）に係る画像として、当該物品の部分の意匠を構成することとなる。

ハードウェアとしての電子計算機が社会通念上具備し得る構成要素（内蔵デバイスの例）は、以下に示すようなものである。

入出力装置、演算装置、制御装置、記憶装置

【入力装置の例】

キーボード、タッチパネル、各種データ読み取り機、マイク、カメラ 等

【出力装置の例】

ディスプレイ、スピーカー、各種データ書き込み機 等

このような、電子計算機が具備する構成要素は時代と共に変化し得るものであるが、画像を含む意匠の場合であって、社会通念上「電子計算機」が具備し得る範囲を超えた構成要素を物品成立の要件とする場合には、「〇〇機能付き電子計算機」として観念される意匠法の保護対象としての意匠を構成しない。

「〇〇機能付き電子計算機」としての意匠が成立する例

- ・電子計算機は、ソフトウェアを追加することで「音楽再生機能付き電子計算機」になることができる。（社会通念上、各種データ読み取り機、ディスプレイ、スピーカーは電子計算機の構成要素の範囲内。）
- ・電子計算機は、ソフトウェアを追加することで「電子カルテ管理機能付き電子計算機」になることができる。（社会通念上、データ入出力用のキーボード、ディスプレイは電子計算機の構成要素の範囲内。）

「〇〇機能付き電子計算機」としての意匠が成立しない例

- ・電子計算機は、ソフトウェアの追加のみで冷蔵庫（冷蔵保管機能付き電子計算機）になることはできない。（社会通念上、冷蔵・保冷機構、保管庫は電子計算機の構成要素の範囲外。よって、この場合の意匠に係る物品は「冷蔵庫」。）
- ・電子計算機は、ソフトウェアの追加のみで医療用 X 線投影機（医療用 X 線投影機能付き電子計算機）になることはできない。（社会通念上、X 線投影機構は電子計算機の構成要素の範囲外。よって、この場合の意匠に係る物品は「医療用 X 線投影機」。）

(4) 電子計算機以外の物品の場合の付加機能及び機能拡張性の取扱い

電子計算機以外の物品が、当該物品の主機能以外の付加機能に係る画像を含む場合には、願書の「意匠に係る物品」の欄ではなく、「意匠に係る物品の説明」の欄に、当該画像に係る付加機能（〇〇機能）について記載することを原則とする。

意匠に係る物品が機能拡張性（任意のソフトウェアの事後的な追加可能性）を有する場合にも、願書の「意匠に係る物品」の欄ではなく、「意匠に係る物品の説明」の欄にその旨を記載する（意匠に係る物品の欄に「電子計算機能付き△△」のように記載しない。）。

2. 意匠に係る物品の用途及び機能に関する類否**(1) 類否判断の原則**

意匠審査において、意匠に係る物品の類否判断の前提となる考え方は、以下のとおりである。

- ①意匠の類否判断とは、意匠が類似するか否かの判断であって、需要者（取引者を含む）の立場からみた美感の類否についての判断をいう。（意匠審査基準 22.1.3.1 意匠の類否判断）
- ②意匠に係る物品の認定は、意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づき、両意匠の、意匠に係る物品の用途及び機能を認定する。（意匠審査基準第 1 部第 2 章（1）意匠に係る物品）

なお、意匠とは物品の形態であることから、意匠の類似は、対比する意匠同士の意匠に係る物品の用途及び機能が同一又は類似であることを前提とするが、この場合にいう「意匠に係る物品の用途及び機能が同一又は類似であること」とは、物品の詳細な用途及び機能を比較した上でその類否を決するまでの必要はなく、具体的な物品に表された形態の価値を評価する範囲において、用途（使用目的、使用状態等）及び機能に共通性がある物品であれば、物品の用途及び機能に類似性があると判断するに十分である。

意匠に係る物品の用途（使用目的、使用状態等）及び機能に共通性がない場合には、意匠は類似しない。（意匠審査基準 22.1.3.1.2 意匠の類否判断の手法（2））

- ③部分意匠の意匠登録出願の場合には、出願の意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能についても認定し、当該「意匠登録を受けようとする部分」と対比の対象となる意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所との用途及び機能が同一又は類似であることも要する。（意匠審査基準 71.4.2.2.1 公知の意匠と部分意匠との類否判断）

（参考裁判例）

【平成 19 年（行ケ）第 10390 号 審決取消請求事件（木ねじ事件）】

…物品としての共通性は、意匠同士を対比しそれぞれの物品に表された形態が取引者又は需要者にいかなる美感を与えるのかを評価判断する前提として、対比され

る意匠同士の物品の用途及び機能が同一又は類似であることが必要とされるものであり、上記評価判断に必要な十分な範囲を超えて物品の用途及び機能の同一性又は類似性が要求されるならば、かえって上記評価判断を正当に行うことが妨げられてしまうからである。

(2) 「携帯情報端末機」と他の物品との類否

(i) 画像を含まない意匠

上記 1. (1) (b) (i) に示した、画像を含まない意匠の創作の特徴について評価、判断し得る範囲の物品理解に基づく、「液晶等画面を通じて各種情報の表示、入力等を行うことができる携帯可能な小型の電子機器」である「携帯情報端末機」は、物品の用途及び機能として特定の機能を有さない携帯型の「電子計算機」とも共通するところがあるため、これら両者の意匠に係る物品については、相互に類似し得るものとして審査判断を行っている。

(ii) 画像を含む意匠

意匠に係る物品を「携帯情報端末機」とする画像を含む意匠の場合も同様に、「携帯情報端末機」は「液晶等画面を通じて各種情報の表示、入力等を行うことができる携帯可能な小型の電子機器」であることを前提として、その概念に含み得る範囲の機能を同様に有する他の物品の画像を含む意匠との関係において、意匠に係る物品の用途及び機能が類似すると判断する場合がある。(例えば、写真撮影機能に係る画像を含む「携帯情報端末機」と「デジタルカメラ」。)

(3) 「〇〇機能付き電子計算機」の場合の類否 (画像を含む意匠)

意匠に係る物品を「〇〇機能付き電子計算機」とする画像を含む意匠は、ソフトウェアのインストールにより電子計算機に記録された画像(事後的に記録された画像)を含むものであり、現行意匠審査基準の下では意匠登録の対象としていないものである。よって、この意匠についての類否は、従来にはない新規の判断事項となる。

画像は、物品がその内部に電子的に有する機能を視覚的に具現化するものであり、当該物品の機能を実際に発現させるためのものである。この場合、画像の意匠の創作は、通常、ハードウェアの外観を構成するハウジングの形状によって直接的に拘束されるものとは考えにくい。すなわち、画像の意匠の創作は、ハウジングの形状とは別個に、当該画像のみを対象として行われることが多い。一方で、画像は、意匠法上、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合を構成するものであるため、画像の意匠の創作の特徴について評価、判断するためには、当該画像の用途及び機能を具体的に把握することに加え、意匠に係る物品全体の用途及び機能に占める当該画像の用途及び機能の位置付けについても併せて適切に認定し、それらを総合的に勘案して、意匠に係る物品の用途及び機能の類否を判断する必要がある。

したがって、「〇〇機能付き電子計算機」の場合の意匠に係る物品についての類否判断を行う際には、物品全体の用途及び機能が、上記 1. (3) (b) で示した、電子計算

機が社会通念上具備し得る範囲の構成要素によって実現され得るものであるかどうかを考慮しつつ、創作の対象となった画像の用途及び機能の共通性を判断することとする。

(a) 「〇〇機能付き電子計算機」と「携帯情報端末機」

「〇〇機能付き電子計算機」が具備する特定機能（〇〇機能）は、出願人が任意に選択し得る機能であり、現代の「携帯情報端末機」が具備し得る機能との関係において、その対象となる具体的機能の範囲に実質的な違いはないと考えられる。よって、「〇〇機能付き電子計算機」と「携帯情報端末機」は、そのいずれもが、電子計算機が社会通念上具備し得る範囲の構成要素（内蔵デバイス）のみからなるものと認められる場合に、意匠に係る物品が類似し得る。

ただし、「〇〇機能付き電子計算機」における電子計算機が、「携帯情報端末機」についての物品理解である「液晶等画面を通じて各種情報の表示、入力等を行うことができる携帯可能な小型の電子機器」の範囲を超えるようなものである場合には、両意匠の意匠に係る物品は非類似との結論が導かれることになると考えられる。

(b) 「〇〇機能付き電子計算機」と「電子計算機」

意匠に係る物品が「電子計算機」であっても、電子計算機の情報処理機能を果たすために必要な BIOS の画像や、電子計算機の機能調整（例えば、画面一体型の電子計算機における画面照度の調整）のための画像等は、画像を含む意匠として意匠登録の対象となる。

この場合、ハードウェアとしての「電子計算機」と「〇〇機能付き電子計算機」は、その構成要素（内蔵デバイス）において差は無いため、当該画像の用途及び機能が類似する限りにおいて、意匠に係る物品は類似するといえる。ただし、「電子計算機」の場合、画像を含む意匠として成立するのは上記限定的なものに限られるため、物品の部分の機能までを考慮すると、「〇〇機能付き電子計算機」における「〇〇機能」が、「電子計算機」の画像に係る機能と類似する場合も限定的であると考えられる。

(c) 「〇〇機能付き電子計算機」と「〇〇機能付き電子計算機」

画像に係る〇〇機能が類似する限りにおいて、意匠に係る物品は類似する。

(d) 「〇〇機能付き電子計算機」とその他の物品

ハードウェアとしての電子計算機が社会通念上具備し得る構成要素の範囲内で成立する物品の場合、「〇〇機能付き電子計算機」と当該物品とは、意匠に係る物品が類似する。

(例)

「歩数計機能付き電子計算機」と「歩数計」 [加速度センサー]

「翻訳機能付き電子計算機」と「翻訳機」 [マイク]

[] 内は、電子計算機が具備し得る構成要素（内蔵デバイス）。

資料 3

一方、電子計算機が社会通念上具備し得る構成要素の範囲外のハードウェアを必須の構成要素とする物品の場合は、「〇〇機能付き電子計算機」と当該物品とは、意匠に係る物品が類似しない。

(例)

「工作機械用数値制御機能付き電子計算機」と「数値制御複合工作機（マシニングセンタ）」

マシニングセンタの必須構成要素である切削加工の機構は、電子計算機が具備し得る範囲外のハードウェア。